

認定農業者制度の見直しに関する意見・情報の募集について（回答）

1 パブリックコメント実施状況

- ・実施期間 : 平成23年3月30日（金）～4月20日（金）
- ・提出意見数 : 79件 1人からの意見に複数の意見が含まれているものもあったため、以下の意見数と79は一致しない。

2 パブリックコメントに寄せられたご意見に対する回答

	提出意見	提出意見に対する回答	意見数
1	<p>なぜ中心経営体と認定農業者の整合を図る必要があるのか。</p> <p>・今、なぜ制度の見直しをするのか。（今回の見直しに伴い認定農業者数が大幅に減少することも懸念されるが、国はどのように考えているのか。）</p>	<p>1 農業経営基盤強化促進法に定める認定農業者制度は、農業者自ら作成する経営改善に向けた計画を市町村が認定し、認定を受けた農業者に対して各種支援措置を講じるものです。今後、農地集積を更に進めるためには、農地の集積先として地域の中で合意を得ている者を認定農業者としていくことが重要です。</p> <p>2 このため、人・農地プランが策定された市町村において中心経営体から改善計画の認定申請があった場合には、人・農地プランとの整合性の確保を図り、当該中心経営体が認定されるよう配慮することとしています。</p> <p>3 また、中心経営体は今後の地域を支えていく農業者となっていく必要があることから、認定農業者として位置付け、スーパーL資金や農業経営基盤強化準備金等の各種支援措置を利用して、効率的かつ安定的な農業経営の実現に取り組んでいただくことが重要と考えています。</p>	4
2	<p>中心経営体には基本構想の指標に到達できない者も位置付けられることが考えられる。このような場合は、中心経営体と認定農業者との整合を図ることは難しいのではないかと。</p>	<p>1 人・農地プランに位置付けられる中心経営体は、5年後10年後において安定的な農業経営を営み、今後の地域農業をけん引していく核となる経営体を考えているところです。</p> <p>2 また、中心経営体は、市町村が検討会の意見を聞いて決定することとなり、その際の判断基準の一つとして、市町村が策定した基本構想の指標が用いられるものと考えています。</p> <p>3 したがって、基本的には、中心経営体は基本構想の指標に到達することを目指して努力していく者から選ばれると考えており、このため、認定農業者との整合を図ることは可能と考えています。</p>	5
3	<p>中心経営体でなければ認定農業者とはなれないのか。</p> <p>また、中心経営体とならないことも予想される畜産農家、園芸農家等は認定農業者となりにくいのではないかと。</p>	<p>1 今回の見直しでは、人・農地プランが策定された市町村において中心経営体から経営改善計画の認定申請があった場合には、人・農地プランとの整合性の確保を図り、当該中心経営体が認定されるよう配慮することとしています。</p> <p>2 認定農業者となるための認定基準（法第12条第4項）に合致すれば、人・農地プランとリンクせずに認定することは可能ですが、市町村が人・農地プランと認定農業者制度の両方の制度とも運用していることにかんがみれば、地域農業を発展させるためには、両制度を有機的に活用し、地域農業の発展につなげていくことが効果的と考えております。</p> <p>3 また、人・農地プランに位置付けられる中心経営体は、5年後10年後において安定的な農業経営を営み、今後の地域農業をけん引していく核となる経営体と考えているところであり、畜産農家や園芸農家等であっても中心経営体に位置付けることが適当と考えています。</p>	4

提出意見	提出意見に対する回答	意見数
4 新規就農者について、人・農地プランで中心となる経営体となる場合と ならない場合で、認定基準に差があるように考えられるが、人・農地プ ランに拳がってれば認定しても良いか。	地域の話し合いにより中心経営体となる青年就農給付金の受給者については、基本構想で示されている経営規模を相当程度下回る者であっても、その農業者を中心経営体として育成していくとの地域合意があり、かつその者の意欲や能力などからみて、経営発展に向けた取組を継続していけば、将来的には基本構想で示される指標に到達することが見込まれる場合は、認定農業者として位置付けることが適当と考えます。	2
5 認定農業者を中心経営体とすれば、農地集積は円滑に進むのか。	1 現行の農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度では、農業者の申請に基づき、当該農業者の経営改善計画が審査されることになっています。 2 このため、改善計画に基づく農地の規模拡大の取組に対しては、農地の利用調整やあっせん等の仕組みが措置されているものの、地域の農業者の合意の下に農地が計画的に認定農業者に集積するプロセスが明確になっておらず、農地集積が順調に行われないケースもありました。 3 今後は、集落・地域の話し合いにより作成する「人・農地プラン」により、中心経営体を定め、そこへの農地集積の具体策を決めていくことになることから、認定農業者を中心経営体として位置付けることで、農地集積についても円滑に進むものと考えています。	3
6 経営指標に基づく自己チェックは義務となるのか。(自己チェックを行 わない認定農業者へのペナルティはあるのか。)	1 新たな農業経営指標は、農業者が経営改善に必要な取組の実施状況や経営データを自らの手でチェックすることで、経営マインドの向上や経営内容の改善を促し、ひいては農業所得の向上等に資することを目的としています。このようなことから、経営指標に基づく自己チェックは、自らの経営改善を図るための有効なツールであると考えているところです。 2 一方、認定農業者が経営指標に基づく自己チェックをしていない場合でも、その認定の取消しなどのペナルティは考えていませんが、経営改善に取り組んできた農業者であれば自ずと自己チェックの取組が行われるものと考えているところです。	11
7 農業者にとって、自己チェックを行うことは負担が大きいのではない か。	1 今回の指標では、幅広い農業者が活用できるよう、記入のし易さや結果の見やすさ等に最大限配慮して策定したところです。 2 このうち、取組指標に関しては、経営のチェック項目をなるべく少ない項目数にしぼるとともに、選択肢も実際に農業経営の現場で行われている事例を基に3段階で設定し、手軽に自己チェックができる仕組みとなっています。 3 また、経営データの記入フォームに関しては、経営改善計画や税務申告書から転記するだけで済むような工夫を行っているところです。 4 まずは、認定農業者に試してもらい、その上で具体的な問題点を指摘していただければ、更に検討していきたいと考えています。	19

	提出意見	提出意見に対する回答	意見数
8	自己チェックを毎年行うことにより、市町村の負担は増加するのではないか。このため、3年目、5年目のみに行うことはできないか。	1 認定農業者については、自らの経営改善計画内容がどこまで達成したかを確認し、それを踏まえて翌年以降においてもその経営改善を着実に進めるため、経営指標に基づいて毎年自己チェックを行うべきと考えています。 2 一方、市町村においてはこれまでの運用においても、改善計画期間の3年目と5年目にフォローアップを実施してきたことを踏まえ、今回の見直しにおいても、自己チェック結果の市町村への提出は、少なくとも認定期間の中間年(3年目)及び最終年(5年目)に行うこととし、当該部分の通知案を修正しています。	17
9	「必要に応じて指導・助言」の「必要」と判断する基準はどのようなものか。	1 必要に応じて指導・助言が必要になる場合は、経営指標の自己チェックの結果が低調となっており、日頃の営農状況からみて指導を行わないと経営の悪化が予想される場合です。 2 この場合、具体的な基準について国で定めることは考えていませんが、地域ごとの経営の実態を踏まえつつ、関係機関の意見も聞いて各地域ごとに基準を設けて指導いただくことが有効と考えています。	1
10	データシートについて、様式が畜産に対応していないので、畜産対応版の作成が必要である。また、多様な経営を行っている法人に対応できるのかなど、具体的な事例を基に検討されたい。	新たな農業経営指標については、畜産経営に対応した経営データの記入フォームも農林水産省のHPに掲載しているところであり、これを活用できる環境となっています。	2
11	経営改善計画のフォローアップに用いるチェック表は、市町村で使っているものがあれば活用してよいか。	都道府県や市町村等において、国が示す「経営指標」に準じた指標を用いる等により適切なフォローアップを実施することとしている場合には、そのような方法でフォローアップを実施することも差し支えないと考えていることから、通知案を修正することとします。	2
12	新たな経営指標を活用した経営改善計画のフォローアップにあたって、市町村が必要に応じて連携する機関が例示されているが、例示のほかに、農業経営における専門性を有する融資機関などによる助言・指導等も有効と考える。	フォローアップ体制の充実を図る観点から、専門性を有する融資機関である株式会社日本政策金融公庫等もそのメンバーとなるよう、通知案を修正しています。	2
13	経営改善計画のフォローアップに際して、市町村が整理するデータベースはどのように取り扱うべきか。また、データベースを構築又は維持管理するためのコストをどのように考えているのか。	1 指導内容等を台帳などに整理する取組については、これまでの運用でも行われてきたところであり、実際に認定農業者を指導・助言する立場にある市町村が取り組みやすいように工夫いただければと考えます。 2 また、現状の台帳の実態について聞き取りを行ったところ、ほとんどの市町村ではExcelによる整理を行っており、このようなことから今回の整理についても特段のコストは発生しないものと考えているところです。	5
14	認定農業者が経営改善を進めることを支援するため、市町村から各種支援策を実施する関係機関に対して、認定農業者情報を提供できるよう措置されたい。	認定農業者に関する情報を関係機関で共有する際に必要と思われる留意事項等について、通知案に記述することとしました。	1
15	認定農業者のメリットとして、補助事業や制度資金、税制等の新たな優遇措置を検討する必要があるのではないか。	1 認定農業者制度は、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする者の取組計画を市町村が認定する制度であり、その後押しとして支援措置を講じているところです。 2 認定農業者への今後のメリット措置については、農業者の経営改善に必要なかどうかを十分見極めながら検討して参ります。	10

	提出意見	提出意見に対する回答	意見数
16	実施要綱とこれまでの施行通知及び運用通知の内容と異なる点を明確に示してもらいたい。	1 認定農業者制度について、新たに追加したものは次のとおりです。 人・農地プランとの整合性をとることにより、地域の中心となる経営体への農地集積を円滑に進める観点から、集落・地域の関係者の話し合いにより人・農地プランが策定された市町村において、地域の中心となる経営体から経営改善計画の認定申請があった場合には、当該中心経営体が認定されるよう配慮する 認定農業者の経営改善が着実に進むようするため、新たな農業経営指標により自己チェックを行い、市町村は、チェック結果を踏まえ、普及指導センターや農業団体等と連携し、認定農業者の経営改善状況の把握や指導・助言等を実施する 2 また、農業経営基盤強化促進法に関する各種通知については、基盤法の制定及び改正がなされる都度発出されてきた結果として、一覽性を欠くものとなっており、今般の認定農業者制度の見直しを機に、一本化することとしました。その際、農業経営の進展や現行制度等との整合性を勘案し、「地域担い手育成総合支援協議会」を「地域農業再生協議会」に改める等、一部文言の修正を行っているところです。	1
17	第5の3経営改善計画の認定申請について、変更申請の取扱いが漏れている。現状、変更申請の提出は農業経営基盤強化準備金の利用に係る変更申請がほとんどであり、本来申請すべき経営改善の方向性の変更のようなケースがないため、変更申請が必要な場合等ルールをまとめるべきである。	1 経営改善計画の変更には、法第12条の2の第3項の規定により、変更申請があった場合には、法12条第4項に規定する経営改善計画の認定要件を準用するとの規定があります。 2 これを受けて現場においては通常の認定申請と同様の手続が行われてきたところですが、これまでに特段の支障はなかったと承知しており、今後も別のルールを設けることは考えておりません。	1
18	制度の見直しにおいては、現在の認定農業者が認定対象外となることのないよう経過措置を設けるなどにより円滑に移行できるようにすること。	1 今回の認定農業者制度の見直しについては、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」を発出することにより行うこととしていますが、当該通知の内容は、その発出の時点から効力が生じることになります。 2 このため、今回の見直しにより、既に認定を受けている認定農業者の経営改善計画の修正や認定の取消しを求めることは考えておりません。	2

上記以外のご意見については、今回の改正に直接関係のないものであったため記述を省略させていただきました。
 なお、個別事案に係るものは別途回答させていただいたところであり、その他のご意見については今後の行政運営の参考とさせていただきますこととしています。多数の貴重なご意見をありがとうございました。